

統一的な基準による津山市連結会計財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川、及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達価額

なお、一部の連結対象団体（津山文化振興財団、あばグリーン公社など）においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 有価証券……………取得原価

② 出資金……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

ただし、公営企業会計（水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計）においては、先入先出法による原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 10年～42年

物品 3年～20年

ただし、一部の連結対象団体（(有)アグリ久米、津山市森林組合など）においては、定率法によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の不能欠損額により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の不能欠損額により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、3か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、津山市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

(8) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を越えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

2 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当はありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当はありません。

(4) 重大な災害等の発生

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、停滞した経済を回復させるべく、国県の施策に呼応した政策・予算措置を適宜実施しています。

影響額は確定しておりません。

3 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
津山広域事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	65.3%
津山広域事務組合 (ふるさと市町村園基金特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	71.1%
勝田郡老人福祉施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	45.0%
岡山県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.3%
岡山県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.3%
津山圏域資源循環施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	71.1%
津山圏域衛生処理組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	87.2%
津山圏域消防組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	69.3%
岡山県市町村総合事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.0%
岡山県広域水道企業団	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.2%
久米老人ホーム組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	28.0%
津山街づくり(株)	第三セクター等	全部連結	—
津山地域振興開発(株)	第三セクター等	全部連結	—
津山市森林組合	第三セクター等	比例連結	37.2%
(公財)津山文化振興財団	第三セクター等	全部連結	—
(公財)津山スポーツ振興財団	第三セクター等	比例連結	40.4%
(一財)津山市都市整備公社	第三セクター等	全部連結	—
(一財)あばグリーン公社 (一般会計)	第三セクター等	全部連結	—
(一財)あばグリーン公社 (交流館特別会計)	第三セクター等	全部連結	—
(一財)あばグリーン公社 (農産物販売特別会計)	第三セクター等	全部連結	—
(株)加茂町ふるさと振興公社	第三セクター等	全部連結	—
(有)アグリ久米	第三セクター等	比例連結	50.0%
(株)曲辰	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いざれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。